報告事項

補足資料（２）

（1）「整備、開発及び保全の方針」と
「区域区分」の見直しについて
（北海道決定）

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、整開保）」は、都市計画法（第６条の２）に基づき北海道が定める都市計画であり、総合的な方針として次の事項を定めます。

整備・開発及び保全の方針

Ⅰ．都市計画の目標

・都市づくりの基本的な考え方を定めます

Ⅱ．区域区分の方針

・おおむね１０年先（目標年）の人口や産業の規模、市街化区域の規模などを定めます。

Ⅲ．主要な都市計画の決定の方針

・土地利用、都市施設（交通施設、下水道及び河川、その他施設）の整備や市街地開発事業に関する主要な計画などを定めます。

区域区分とは

「区域区分」とは、都市計画区域内において無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「市街化区域」と「市街化調整区域」に分ける制度です。

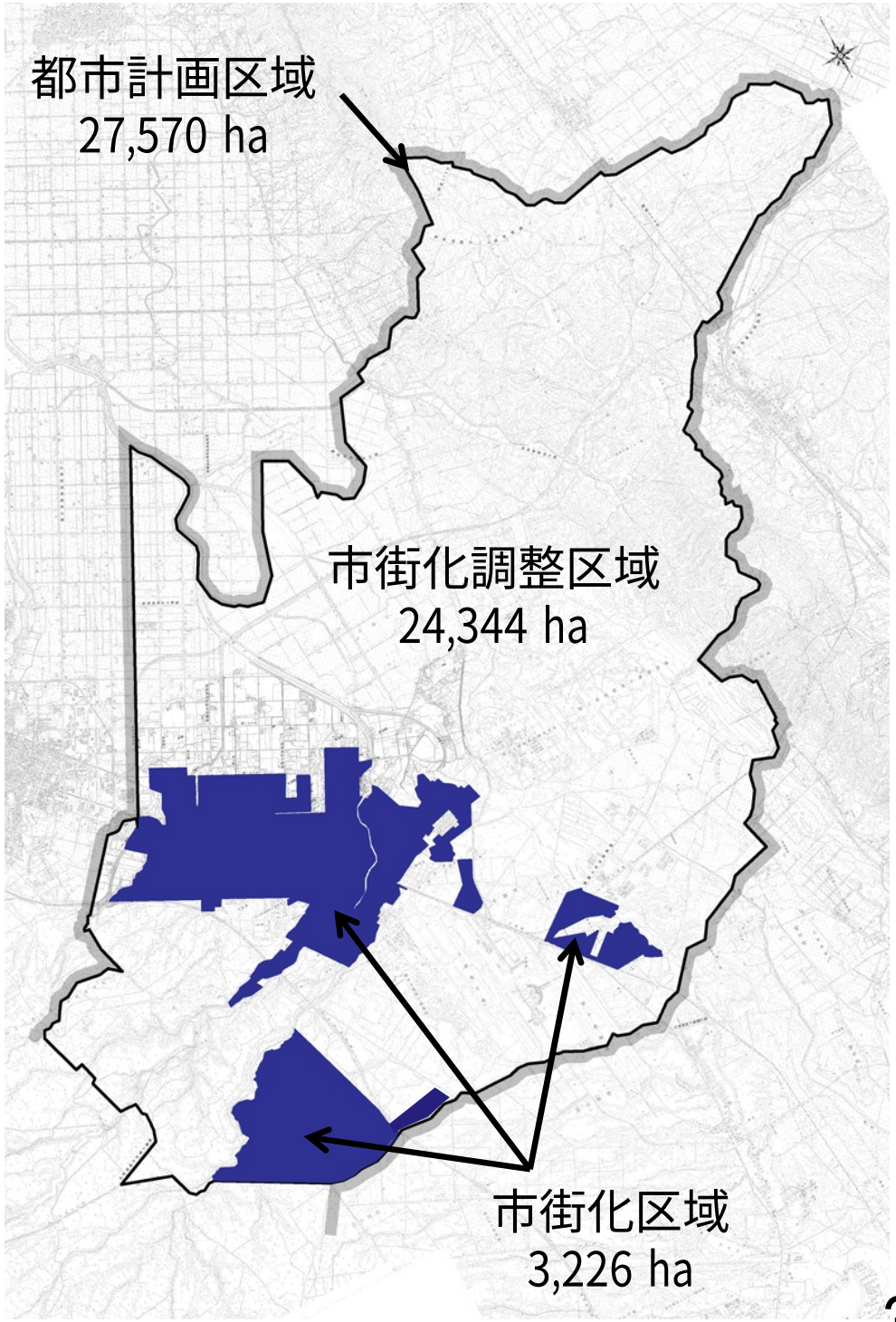

「整備、開発及び保全の方針」と「区域区分」の見直しとは

・なぜ「整・開・保の方針」の見直しを行うのか？

現状の計画は、令和２年を目標年として策定しており、今後の社会経済情勢の変化に対応するため、令和12年を目標年として見直しを行います。

・なぜ「区域区分」の見直しを行うのか？

「整・開・保」の見直しの中で、令和12年の人口や産業を見通し、それらが適切に収容できるおおむねの市街化区域の規模を想定することから、「区域区分」の見直しも、これと同時に行う必要があります。

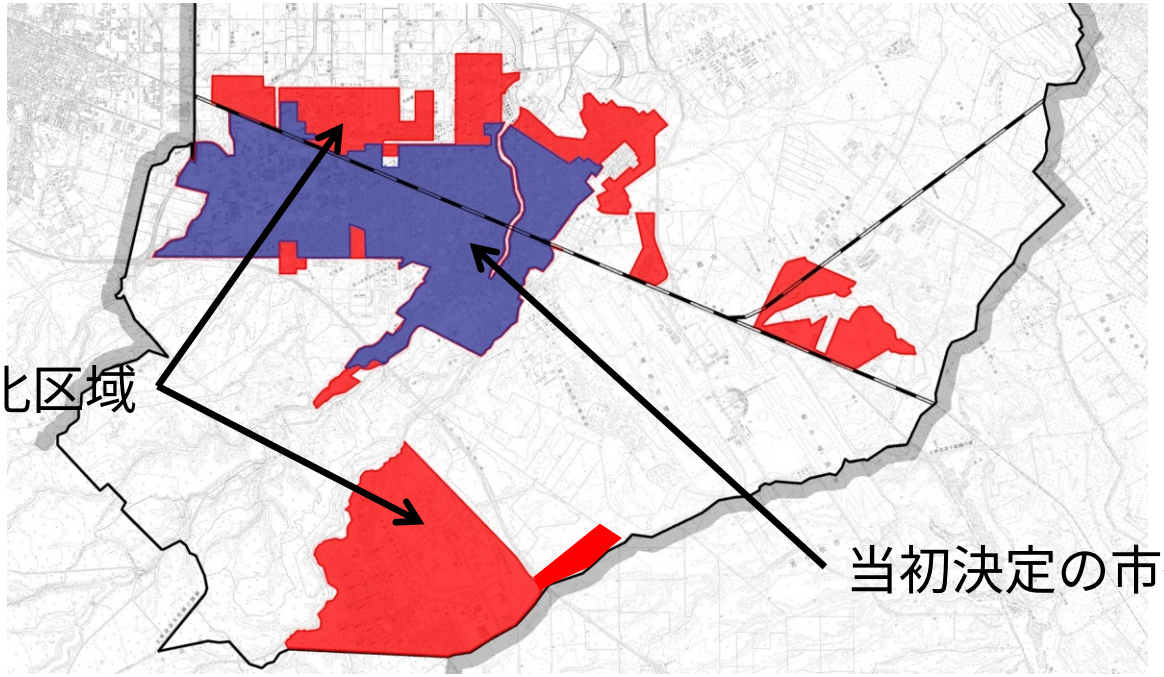

「整備、開発及び保全の方針」と「区域区分」の見直しとは

・どのように見直しを行うのか？

都市計画法や北海道の見直しの考え方を基本とし、都市の現況、人口・産業の見通しなどを想定し、必要に応じて見直しを行います。

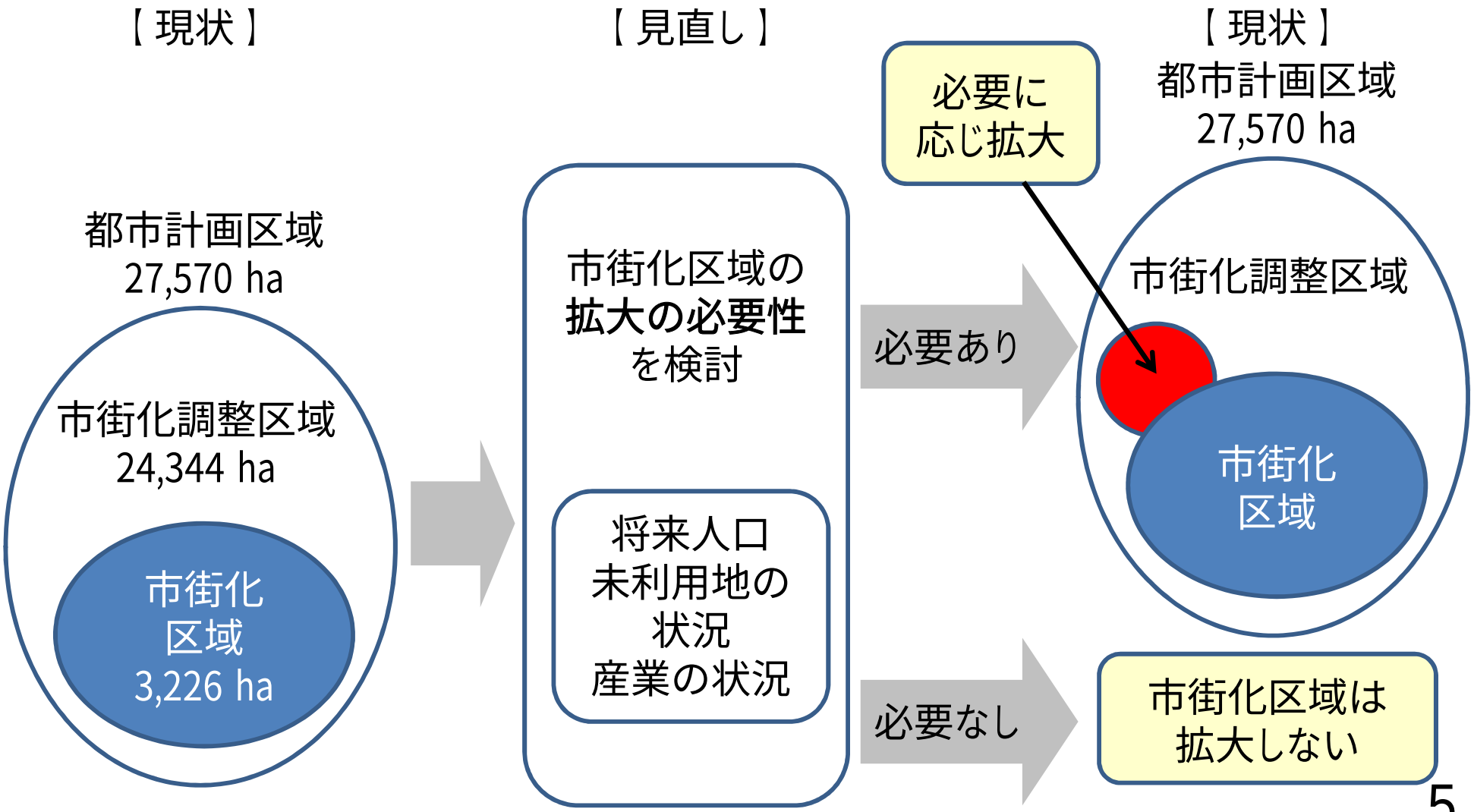

都市計画変更の今後の予定

●北海道下協議	**～令和2年2月下旬**
・関係機関協議	～6月下旬
・千歳市都市計画審議会・素案報告	7月上旬
・北海道へ案の申し出	7月中旬
・パブリックコメントの募集（北海道）	7月下旬
・北海道都市計画審議会（予備審査）	10月下旬
・案の縦覧	令和3年1月上旬
・千歳市都市計画審議会	1月中旬
・北海道都市計画審議会（本審査）	2月上旬
・決定・告示（北海道）	3月下旬